

伊佐市で **起業** される方を応援します!



起業するって!?

- ① 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合
- ② 事業を営んでいない個人又は団体が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
- ③ 個人又は法人が現在の事業を継続して操業しつつ、新たな分野で事業を開始する場合
- ④ 個人又は法人が現在の事業を廃業し、新たな分野で事業を開始する場合
- ⑤ 移住者が移住に伴い市内で事業を開始する場合



次の3つのいずれかの取り組みで伊佐市の認定を受ける必要があります

① 新たな視点により地域の6次産業化に取り組むことで波及効果をもたらし、産業活性化につながることを期待できるもの
(例：物産館等)

② 概ね校区単位程度の範囲において、生活サービスの提供や集落活性化の拠点として機能し、地域の暮らしの機能の維持、向上につながることを期待できるもの
(例：集落カフェ、直売所等)

③ 市街地において集客が見込まれ、かつ近隣の事業所との連携により商店街としての新たな活力の創出につながることを期待できるもの
(例：レストラン、カフェ等)



全てに該当する必要があります

- ① 市内に住所を有し、居住する者（申請日の属する年度の末日までに転入し、居住する者を含む。）、又は、市内に事業所を有する法人の代表者
- ② 市区町村税の滞納がない者
- ③ フランチャイズチェーン等に加盟していない者
- ④ 補助金の交付を受けた後、3箇月以内に認定事業を開始できる見込みのある者
- ⑤ 金融機関等からの資金調達が十分に見込める者
- ⑥ 認定事業に必要な許認可等を取得している者又は認定事業の開始までに取得する見込みのある者
- ⑦ 認定事業を通じて公序良俗に反する行為、政治的活動又は宗教的活動に関する行為を行わない者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員と密接な関係がない者
- ⑨ 過去にこの要綱による補助を受けていない者



補助金はどれくらいでるの? ※事前着工は、補助対象外です

施設整備費	新築工事	・施設整備費と設備導入費の合計が 50万円を超える場合 が対象 ・補助額は、対象経費の合計の 2分の1以内 とし、 上限100万円 ※他の補助金等の交付の対象とした経費については、補助対象経費から除く。
	増改築工事	
設備導入費	付帯設備購入	・施設整備費と設備導入費の合計が 300万円を超える場合 それぞれ 加算金20万円 施設整備費と設備導入費のうち2分の1以上を市内の業者に発注
	機械器具購入	
特別加算	● 地元加算	補助対象者が、申請日前3年から補助金額の確定までに市内に転入する者であって、当該転入の直前に市外に継続して10年以上居住していた者
	移住者加算	

注1) 医療・福祉の分野については除きます。

注2) 伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金の開始により、以下の補助金は廃止となります。

- ・伊佐市商店街活性化空き店舗活用事業補助金
- ・伊佐市商店街活性化浄化槽新設改修事業補助金
- ・伊佐市6次産業化支援事業補助金



詳しくはこちらまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

伊佐市役所 企画政策課 産業政策係

Tel : 0995-23-1311 (内線1304,1305)

